

令和7年9月16日

参加事業者 様

綾瀬市長 橘 川 佳 彦
(公 印 省 略)

質 問 回 答 書(000004)

入札件名	綾瀬市児童館運営業務委託公募型プロポーザル
質 問 内 容	
質問1（仕様書）3 ページ「10. 職員の配置及び体制」 防火管理者の資格を保有する者は、各施設に1人ではなく、本事業の管理責任者1人が資格を保有するという認識でよろしいでしょうか。 質問2（仕様書）3 ページ「10. 職員の配置及び体制」 現在各施設で勤務されている職員の雇用保険・社会保険の加入者の人数、月給・時給の金額（最低賃金と同額の金額であるか）についてご教示ください。 質問3（仕様書）4 ページ「11. 委託業務の範囲」 「キ 日頃より手引きに基づき、防災訓練を実施すること。」について、現在、各児童館で実施している安全対策・災害対策についてご教示ください。 質問4（仕様書）4 ページ「11. 委託業務の範囲」 「児童館が最大限有効活用されるよう利用促進に努めるとともに、来館者の意見を反映させ、満足度を高めていくこと。」について、現在、児童・保護者・地域の方々への意見を徴収する方法についてご教示ください。 質問5（仕様書）5 ページ「11. 委託業務の範囲」 施設の修繕について、「損耗、劣化等による軽微なものについては、受注者が実施することができる。」と記載されていますが、こちらの修繕内容について具体的な例などあればご教示ください。 質問6（仕様書）8 ページ「24. 環境に対する配慮」 環境に対する配慮について、現在、各児童館で実施している内容についてご教示ください。 質問7（業務経歴書） 実施要領3-15に該当する実績について、こちらは、児童館の他、放課後児童クラブや放課後子供教室といった児童福祉施設事業という認識でお間違いないでしょうか。 質問8（実施要領） 二次審査プレゼンテーションに関する選定委員会のメンバーについて、人数と役職名をご教示ください。	

質 問 回 答

それぞれ次のとおり回答いたします。

質問 1（仕様書）3 ページ「10. 職員の配置及び体制」

管理責任者 1 名が 3 館の防火管理者を兼ねることは可能ですが、管理すべき対象物に勤務していないことによる初期対応の困難性等により、防火管理上必要な業務を適切に遂行できない可能性があることから、可能な限り各館ごとに防火管理者を選任するようお願いします。

質問 2（仕様書）3 ページ「10. 職員の配置及び体制」

- ・ながぐつ児童館

勤務 7 名、うち保険加入者 2 名、給与は時給 1,223 円（継続年数で若干の加算有）

- ・寺尾児童館

勤務 7 名、うち保険加入者 1 名、給与は時給 1,223 円（継続年数で若干の加算有）

- ・小園児童館

勤務 7 名、うち保険加入者 0 名、給与は時給 1,223 円（継続年数で若干の加算有）

※なお、令和 7 年 10 月に時給が増額（4 月への遡及有）となる予定です。

質問 3（仕様書）4 ページ「11. 委託業務の範囲」

全ての児童館において、年 2 回（9 月と 3 月）、市消防署に報告の上で、避難訓練及び消火器を使った初期消火訓練を実施しています。

質問 4（仕様書）4 ページ「11. 委託業務の範囲」

全ての児童館において、利用者がいつでも施設に対する御意見や御要望を提出できる意見箱を受付付近に設置しているほか、日頃からこどもたちから意見や要望を聞きながら、遊び道具や図書を購入しています。

質問 5（仕様書）5 ページ「11. 委託業務の範囲」

照明灯の交換、ガラス修繕、トイレ詰まりの修繕等となります。

質問 6（仕様書）8 ページ「24. 環境に対する配慮」

使用していない部屋の電気を消灯する、廃棄物を減量する、廃棄物の分別収集を徹底する、再生紙の積極的な利用等を実施しています。

質問 7（業務経歴書）

お見込みのとおりです。

質問 8（実施要領）

健康こども部長、福祉部長、保育課長、福祉総務課長、教育指導課長の 5 名となります。